

令和 2 年度

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構事業概要

企画調整局

## 目 次

第1	設 立 の 趣 旨	1
第2	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	機 構	3
7	職 員 数	5
8	評 議 員 及 び 役 員	7
第3	定 款	9
第4	令 和 元 年 度 事 業 報 告	19
1	事 業 報 告	19
2	財 務 諸 表	26
3	財 務 状 況	34
第5	令 和 2 年 度 事 業 計 画	35
1	事 業 計 画	35
2	財 務 諸 表	40
第6	主 要 事 業 の 推 移 (平 成 2 9 年 度 ~ 令 和 元 年 度)	44
参 考 資 料		45

(令和2年7月1日現在)

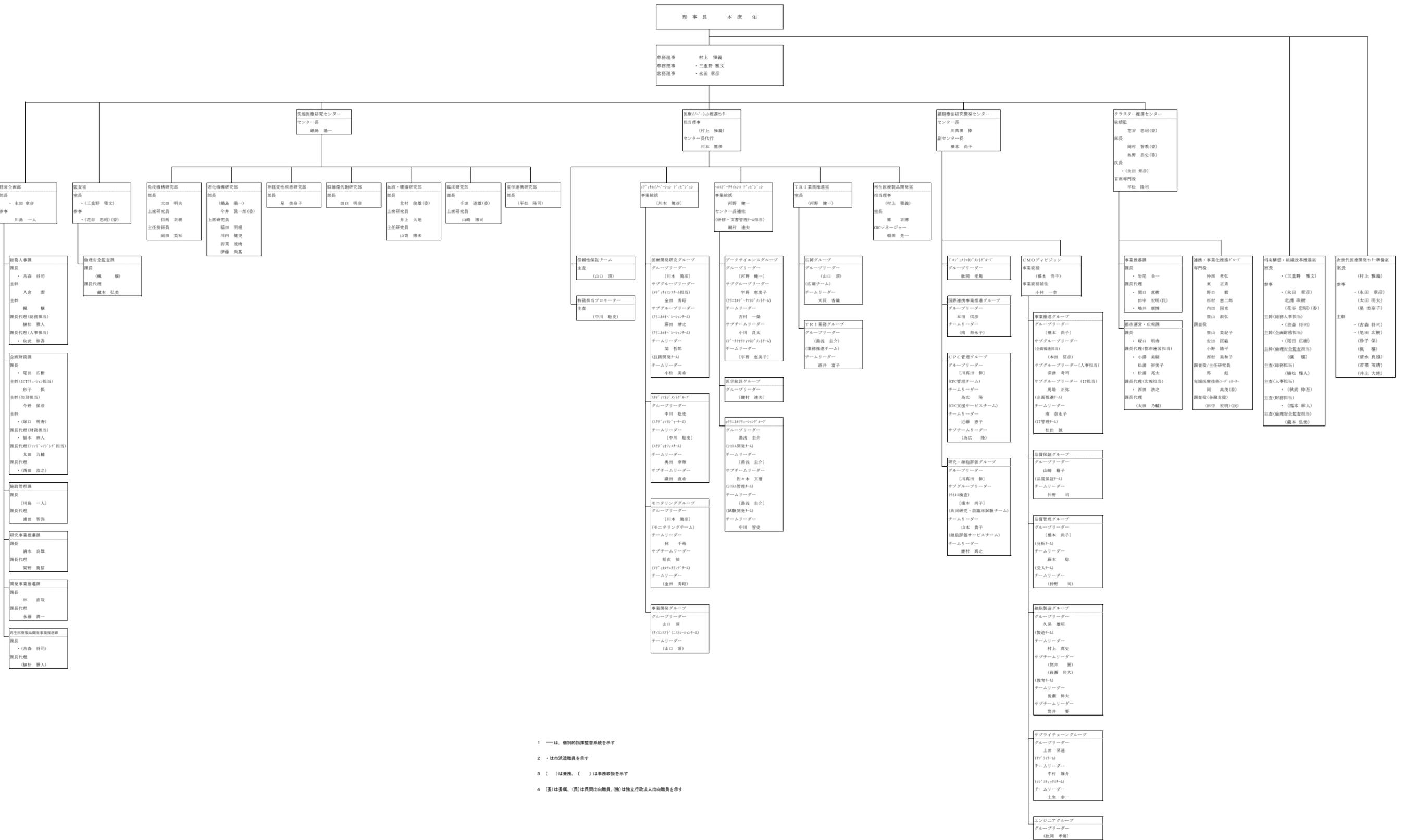
# 第1 設立の趣旨

21世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

## 第 2 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区港島南町2丁目2番
- 3 設立年月日 平成12年3月17日  
(平成24年4月1日 公益財団法人へ移行)  
(平成30年4月1日 先端医療振興財団から  
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基本財産 1,237,275千円
- 5 出捐総額 1,227,780千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神戸市	1,140,280千円	92.9%	平成11・21年度
兵庫県等	25,000千円	2.0%	平成11年度
民間企業等	62,500千円	5.1%	平成11・12年度
合計	1,227,780千円	100.0%	



## 7 職 員 数 (常 勤)

令和2年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合 計
				課長級 以上	係長級 以下		
経営企画部・監査室				(2) 9	(2) 25	6	(4) 40
	総務人事課			(1) 3	(1) 6	1	(2) 10
	企画財務課			(1) 3	(1) 6	2	(2) 11
	施設管理課			1	2	1	4
	研究事業推進課			1	5	1	7
	開発事業推進課			1	4	1	6
	倫理安全監査課				2		2
先端医療研究センター		44					44
	免疫機構研究部	7					7
	老化機構研究部	24					24
	神経変性疾患研究部	4					4
	脳循環代謝研究部	4					4
	血液・腫瘍研究部	4					4
	臨床研究部	1					1
医療イノベーション推進センター			88			8	96
	特務担当プロモーター		2				2
	医療開発研究グループ		17			1	18
	スタディマネジメントグループ		10			1	11
	モニタリンググループ		4				4
	事業開発グループ		11				11
	データサイエンスグループ		11				11
	医学統計グループ		8			1	9
	eクリニカルソリューショングループ		8				8
	研修・文書管理室		2				2
	広報グループ		2				2
	TRI業務グループ		5				5
	再生医療製品開発室		8			5	13

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
細胞療法研究開発センター			72			45	117
	プロジェクトマネジメントグループ		3				3
	国際連携事業推進グループ		1				1
	CPC管理グループ		4			1	5
	研究・細胞評価グループ		10			4	14
	事業推進グループ		8			3	11
	品質保証グループ		10			2	12
	品質管理グループ		11			7	18
	細胞製造グループ		15			25	40
	サプライチェーングループ		5			1	6
	エンジニアリンググループ		5			2	7
クラスター推進センター			21	(2) 2	(5) 17	5	(7) 45
	事業推進課			(1) 1	(2) 8	3	(3) 12
	都市運営・広報課			(1) 1	(3) 9	2	(4) 12
	連携・事業化推進グループ		21				21
将来構想・組織改革推進室			1				1
合計		44	182	(4) 11	(7) 42	64	(11) 343

(注) 兼務を除く。  
 役員を除く。  
 ( )内は市派遣職員で内数を示す。  
 市OB職員1名を含む。

## 8 評議員及び役員

### (1) 評 議 員

氏 名	備 考
芦田 信	J C Rファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
家次 恒	神戸商工会議所会頭 シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長
小川 久雄	国立循環器病研究センター理事長
置塩 隆	神戸市医師会会長
金澤 和夫	兵庫県副知事
金田 安史	大阪大学理事・副学長
小安 重夫	理化学研究所理事
杉村 和朗	神戸大学理事・副学長
谷口 真澄	神戸市企画調整局長
寺崎 秀俊	神戸市副市長
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
湊 長博	京都大学プロボスト 理事・副学長

(令和2年7月1日現在)

## (2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
専務理事	村上 雅義	神戸医療産業都市推進機構専務理事
専務理事	三重野雅文	神戸医療産業都市推進機構専務理事
常務理事	永田 章彦	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理事	浅野 薫	シスメックス株式会社取締役専務執行役員
理事	川真田 伸	神戸医療産業都市推進機構細胞療法研究開発センター長
理事	木原 康樹	神戸市立医療センター中央市民病院長
理事	西尾 秀樹	神戸市医療・新産業本部長
理事	鍋島 陽一	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理事	西田 栄介	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理事	藤澤 正人	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
理事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理事	藪本 訓弘	兵庫県健康福祉部長兼病院事業副管理者
監事	河上 哲也	三井住友銀行公共・金融法人部（神戸）部長
監事	松山 康二	公認会計士
名誉理事長	井村 裕夫	神戸医療産業都市推進協議会会長
顧問	井戸 敏三	兵庫県知事
顧問	寺田 雅昭	国立がん研究センター名誉総長
顧問	久元 喜造	神戸市長

(令和2年7月1日現在)

# 第 3 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条（昭和32年法律第26号）第1項後段の適用を受けた株式（出資を含む。以下同じ。）について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主（出資者を含む。以下同じ。）としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

## 第4章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第 13 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員及び会計監査人等

### (役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内

- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、2名以内を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事及び監事の構成）

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員

会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
  - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

- 第 31 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。
- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長及び顧問)

第 32 条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、

意見を述べ、助言することができる。

5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。

6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、第10条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第10条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第35条第2項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若

しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
  - 家次 恒
  - 置塩 隆
  - 金倉 譲
  - 金澤 和夫
  - 菊池 晴彦
  - 竹市 雅俊
  - 中村 三郎
  - 根木 昭
  - 橋本 信夫
  - 原 仁美
  - 湊 長博
  - 山本 朋廣
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
  - 井村 裕夫
  - 柏 由紀夫
  - 北 徹
  - 笹井 芳樹
  - 杉村 和朗
  - 鍋島 陽一
  - 西尾 利一
  - 西川 伸一
  - 西河 芳樹
  - 平尾 公彦
  - 福島 雅典
  - 三木 孝
  - 村上 雅義
  - 山平 晃嗣
  - 渡辺 恭良
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
  - 理事長 井村 裕夫
  - 副理事長 西川 伸一
  - 専務理事 村上 雅義
  - 常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明

松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
定期預金	9,208,500 円
兵庫県公募公債	30,000,000 円
神戸市公募公債	100,000,000 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

# 第4 令和元年度事業報告

## 1 事業報告

### (1) 共通事項

#### ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市は検討開始から20年が経過し、様々な環境変化に対応するため、平成30年4月に従来の推進母体である先端医療振興財団から神戸医療産業都市推進機構へと発展改組し、名実ともに神戸医療産業都市を牽引してくため、新たな事業展開や必要となる体制強化に着手してきた。

さらに、平成30年10月には、当機構の本庶理事長が2018年ノーベル生理学・医学賞を受賞され、当機構や神戸医療産業都市の取組みについて国内外からの注目が高まるとともに、多くの市民からの期待も高まっている。

第4期経営計画の2年目となる令和元年度は、経営計画に掲げる研究や事業を着実に推進させ、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を発揮し、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術やイノベーション創出を具現化させ、目に見える成果につなげるとともに、神戸医療産業都市の更なる集積形成に取り組んだ。

#### イ 本庶理事長のノーベル賞受賞を契機とした神戸医療産業都市の更なる発展

これまで本庶理事長が長きに渡って癌免疫の基礎研究から医薬品として実用化されるまでに取り組んできた知識と経験を活かし、神戸医療産業都市を更に発展させていくための取り組みを進めた。

具体的には当機構の研究機能を強化する「神戸医療産業都市推進機構20周年記念 次世代医療開発センター」の整備検討や神戸市民病院機構との連携による橋渡し研究機能の強化により、健康長寿社会に向けた神戸発の医療シーズの実用化を更に加速させ、革新的な医療技術の早期社会実装を目指すとともに、神戸医療産業都市の更なる認知度向上に取り組んだ。

### (2) 公1会計

#### ① 先端医療研究センター

##### ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムの解明及びその制御技術の開発を進め、自己免疫疾患や癌に対する新規医薬品開発を目指す共同研究として、抗 human PD-1 アゴニスト抗体の最適化、抗 PD-1 アゴニスト抗体の各種炎症性疾患に対する治療効果の評価等を引き続き実施した。また、炎症性疾患などの早期診断システムの開発等を目指す共同研究として、炎症性疾患の発症リスクと関連するマーカーの探索を進めた。

(主な実績)

- ・企業等との共同研究：3件

##### イ 老化研究の推進

老化メカニズムや老化・加齢関連疾患の発症機序の解明及び治療法開発に資する基盤情報の集積及び制御機能の解析及び関連する技術開発として、クロトー変異マウスにおける

糖代謝の変容及び膵β細胞の増殖誘導に関する解析、クロトー変異マウス、加齢マウスにおける脂質代謝の変容に関する解析、分泌型クロトーの新規機能の解明、授乳時のNMNの供給システムとその異常のライフコース全体への影響の解析、老化の制御センターとしての視床下部の機能解明、NMN、NAD+濃度、血中 eNAMPT 濃度と老化遅延、寿命との相関解析等を進めた。

(主な実績)

- ・論文：18件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）(CiCLE) プロジェクト発足、AMED 老化メカニズムの解明・制御プロジェクト「研究推進・支援拠点」、文部科研費：2件他

また、βアミロイドの集合体の一つである「アミロスフェロイド (ASPD)」による神経細胞死メカニズムに基づくアルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断・創薬研究として、ASPD 抗体を用いたアルツハイマー病対外診断システムの開発、ASPD によるナトリウムポンプの生理的・病理的解明、老化に伴うタンパク質の異常凝集メカニズムの解明等を進める一方、ASPD の新たな機能（脳と血管のクロストーク解明、神経細胞の同調機能の調節）の解明に取り組んだ。

(主な実績)

- ・論文：2件、文部科研費：2件

#### ウ 再生医療研究の推進及び新たな研究領域への取り組み

脳血管の再生・活性化による脳梗塞などに対する再生医療開発や脳血管性認知症の予防法・新規治療法開発等の取り組みとして、他家臍帯血細胞による脳梗塞治療開発。造血幹細胞の血管再生メカニズムを応用した認知症治療薬の探索、自己幹細胞分離医療機器の開発を進めるとともに自家 CD34 陽性細胞による慢性期脳梗塞治療開発に着手した。

(主な実績)

- ・論文：5件、企業との共同研究：3件、特許出願：4件、登録：2件、AMED 分担研究他：2件

また、新たな研究領域への取り組みとして、造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究を開始し、BRD9 の造血における役割の解明、マイナーイントロンのスプライシング異常による発癌機構と治療応用等に取り組んだ。特に、SF3B1 遺伝子変異による BRD9 遺伝子のスプライシング異常が惹起するメラノーマ発症機構の解明と治療応用研究はトップジャーナル (NATURE) にアクセプトされた。

(主な実績)

- ・論文：6件、AMED 代表：1件、民間助成：21件

## ② 研究基盤の維持管理

### ア 神戸臨床研究情報センター (TRI) の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行った。また、自主事業として橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施した。

### イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター (KHBC) の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行った。

### (3) 公2会計（クラスター推進センター）

#### ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学官医連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与した。

（主な実績）

- ・「オープンイノベーションカフェ」（企業、研究者等の異業種交流）の開催：5回  
参加者数 延べ 235 名
- ・「再生医療産業化フォーラム 2020 in 日本橋」の開催：参加者数 206 名

#### イ 国際展開の推進

グローバル企業や海外クラスターとの連携を強化し、神戸クラスター進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組んだ。

（主な実績）

- ・「2019 日米医療機器イノベーションフォーラム神戸」の開催：参加者数 約 520 名
- ・「The Rise of Life Science Ecosystem in Japan KOBE - Bayer Partnership」（米国・ボストン）の開催（バイエル薬品との連携協定に基づく）：参加者数 約 80 名
- ・海外展示会への出展・参加：5 回

#### ウ 地元中小企業・神戸医療産業都市進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供した。また、ベンチャービジネスの支援・育成を図った。

（主な実績）

- ・神戸再生医療勉強会の開催：5 回
- ・医療機器開発に関する相談件数：296 件
- ・神戸医療機器開発センター（MEDDEC）利用件数：338 件
- ・ヘルスケア分野に関する相談件数：57 件、マッチング 18 件
- ・「KBIC リエゾンオフィス」の運営：来館者数 1,741 名、相談件数 81 件
- ・PMDA 戦略相談連携センターの運営：RS 総合相談 2 件、相談支援アドバイス 81 件
- ・「第 2 回メドテックグランプリ KOBE」の開催：エントリー 61 チーム、参加者数 132 名

#### エ 研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりに取り組むとともに、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図った。

（主な実績）

- ・都市運営委員会・部会の開催：委員会 2 回、各種部会 9 回（公共交通機関に対する進出企業・団体の意見集約や、独自のキッチンカー招聘等を実施）
- ・神戸医療産業都市研究開発助成金の交付：11 件（平成 30 年度助成金をきっかけに令和元年度にベンチャー企業 1 社が医療産業都市内に設立）
- ・神戸医療産業都市クラスター活動助成金の交付：3 件
- ・メディカルクラスター連携推進委員会の開催：委員会 1 回、部会 1 回（産学官医連携を促進する相談窓口を設置：相談件数 14 件、海外患者の受入：19 人）
- ・進出企業団体と求職者をつなぐジョブフェスを 2 回開催 合計参加者：61 名
- ・神戸医療産業都市情報誌の定期発行：年 4 回・各約 10,000 部を配架。
- ・神戸医療産業都市 PR 動画（日・英・中）の新規制作
- ・プレスリリース：42 件

- ・視察対応：124 件
- ・神戸医療産業都市一般公開の開催：参加人数のべ約 12,000 人

#### (4) 公3会計

##### ① 細胞療法研究開発センター

###### ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

CAR-T 細胞医療の治験用製品製造受託のための体制構築及び治験製造、出荷を継続的に実施するとともに、細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行った。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤の形成に取り組んだ。

（主な実績）

- ・ノバルティス社からの CAR-T 細胞医療の治験用製品製造・出荷
- ・神戸アイセンターCPC 新設

###### イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPC に関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市における CPC 管理業務及び CPC 保全業務全般を受託できる体制の形成に取り組んだ。また、再生医療開発を目指す企業等に対する CPC に関連したコンサルテーションについて積極的な展開を図った。

（主な実績）

- ・先端医療センター 4 階 CPC 管理業務受託
- ・コンサルテーション新規契約：1 件

###### ウ 国・企業からの前臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー (KOL) として、細胞の品質保証、安全性に関する前臨床試験を国・企業から受託した。

（主な実績）

- ・AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）からの受託：3 件
- ・企業からの受託：1 件

###### エ 細胞製造、CPC にかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC 運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化の支援を行った。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図った。細胞製造受託や CPC ワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成に取り組んだ。

（主な実績）

- ・企業等 3 社との間での共同研究、受託研究により、1 件の特許登録、1 件の特許出願につながる

###### オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の前臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施した。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い、さらには WHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の

学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステナブルな業務受注、事業継続を図った。

(主な実績)

- ・論文：5件、関連学会発表：10件

## ② 再生医療製品開発室

### ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進した。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施した。

(主な実績)

- ・軟骨治験製品9例と角膜治験製品1例の製造・品質管理実施
- ・角膜再生製品の承認申請用毒性試験（予備試験1回、本試験3回）等を実施

### イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施した。

(主な実績)

- ・羊膜基質の性能試験を実施

## (5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

### ア アカデミア開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出

再生医療実用化事例として、平成30年度における神経再生：「脊髄損傷に対する自己骨髄由来間葉系幹細胞（ステミラック注）」（2016年先駆け審査指定）の製造販売承認に続き、令和元年度には当機構固有シーズである鼓膜再生：「bFGF/ゼラチンスポンジによる鼓膜穿孔治療薬（リティンパ®）」が9月に製造販売承認、11月に薬価収載された。

角膜再生：「角膜輪部幹細胞疲弊症に対する培養口腔粘膜上皮細胞シート移植」は、10月に医師主導治験を終了し承認申請準備中であり、当機構固有シーズの骨再生：「難治性骨折に対するアテロコラーゲンを足場としたCD34陽性細胞移植」（2018年先駆け審査指定）の医師主導治験は、11月に症例登録を完了した。この他、軟骨再生：「限局性軟骨損傷に対する自家培養軟骨細胞移植」、ならびに血管再生：「重症下肢虚血に対するCD34陽性細胞移植」（2018年先駆け審査指定）のライセンス先による企業治験をTRI（医療イノベーション推進センター）支援下で実施中である。

新たな開発シーズの創出に向けて、研究相談を通じて開発方針等の助言を行い、コンサルティング契約を締結した。また、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）が支援する基礎研究段階にあるシーズの技術調査事業を受託し、開発方針の提案や研究助成公募情報の提供、共同研究の提案等を行った。

グローバル展開として、今年度は特に中国、韓国との連携を拡充した。中国四川大学との連携により成都でイベントを開催し、両国の研究者、中国企業等と交流を深めた。韓国では、政府機関が主催するイベントにおけるリエゾン展開を行い、契約締結に結び付けた。また、ベトナム国内における臨床試験で新たに症例登録し、結果次第で、ベトナムの標準治療となる可能性がある。

知財活用業務として、機構が保有する特許について企業と実施許諾契約を締結し、イニシャルペイメントを得た。現在もTRIが開発を推進しているシーズの導出交渉を進めている。また、特許を新規で共同出願した。

(主な実績)

- ・鼓膜再生：「bFGF/ゼラチンスポンジによる鼓膜穿孔治療薬（リティンパ®）」が9月

- ・ 製造販売承認、11月に薬価収載
- ・ 研究相談：66件（2009年度から通算741件）
- ・ コンサルティング契約締結：10件
- ・ JST支援シーズの技術調査：47件
- ・ 中国四川大学との連携により成都で「2019中日先進医療と新薬研究サミット及び成果実業化大会」（参加者約1,300名）を開催
- ・ 韓国医薬品研究協会が主催するイベント「Interbiz」におけるリエゾン展開
- ・ 日韓相互シーズ契約締結：1件
- ・ ベトナム ダナン病院で実施する臨床試験で新たに11例（合計26例）を登録
- ・ 特許実施許諾契約締結：1件
- ・ TRI 開発推進シーズの導出交渉：2件
- ・ 特許共同出願：4件

#### イ 臨床試験・研究の推進・管理・運営

トランスレーショナルリサーチ（TR）やアウトカムリサーチの推進と信頼性確保のための支援事業として、治験、臨床試験・研究におけるプロトコル開発、システム開発、プロジェクトマネジメント、モニタリング、データマネジメント、統計解析及び論文作成等を行った。

論文化を達成した特筆すべき成果として、876例の冠動脈疾患患者を対象にした「PROSPECTIVE試験」では、プロブコールによるHDLコレステロール低下が心血管イベントの増加に繋がらず、従来の概念と異なる結果が得られた。2,309例の慢性期維持透析患者を対象にした「Landmark試験」では、高価な新薬と局方品の両投与群間で心血管イベント発症に有意な差がないことを証明した。軽度認知障害（MCI）患者400例を登録した「上海MCIコホート研究」では、フォローアップ1年目の解析結果から、MCI患者のうち約10%が1年間でアルツハイマー型認知症（AD）に移行することが確認され、MCIからADへの移行に関連するリスク因子として、性別、全脳容積、右海馬容積が示された。

医療技術の実用化の分野における重要なトピックスとしては、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者130例を対象とした医師主導治験「JETALS」とMCI患者159例を対象とした医師主導治験「COMCID」があげられる。いずれの二重盲検比較試験においても、予定期間内に患者登録が終了し、開鍵に向けて問題症例の抽出、症例検討会の準備、解析の準備を進めている。また、TRIの支援により承認を取得した医療機器HAL、チタンブリッジは、上市後も適切な医療技術の普及のために市販後調査の支援を継続しており、HALにおいては第4回定期安全性報告を、チタンブリッジでは、第1回定期安全性報告を審査当局に提出した。

また、TRとリバースTRのサイクルを加速する基盤である疾患レジストリを構築する臨床試験の運営を支援した。

一方、今年度、TRIがECRIN（European Clinical Research Infrastructure Network：欧州臨床試験基盤ネットワーク）のデータセンター認証を取得したことにより、韓国ソウル大学からの要望に応じて現地に赴き、監査受け入れ準備の支援を行った。台湾、シンガポールも関心を示しており、アジアにおける認証基準と認証体制の確立を目指していく。

（主な実績）

- ・ 支援開始研究プロジェクト：16件（TRI開設以来通算419件）うち医師主導治験3件（通算42件）、研究者主導臨床試験・研究9件（通算332件）
- ・ EDCシステム「eClinical Base」（TRI/機構が特許を所有）を利用した研究支援件数は16件（通算123件）、最終解析報告書は7件（通算114件）、公表論文数は32件（通算297件）
- ・ 日本の前立腺癌に対する小線源治療全患者の40%にあたる症例を登録したアウトカム研究「J-POPS」の解析結果を報告
- ・ StageII大腸がんの術後補助療法に着目した世界唯一のRCT（ランダム化比較試験）「SACURA」の付随研究においては新たな予後因子を発見し報告
- ・ 日本と海外の術式・治療成績の差異に着目し、日本が中心となってアジア2か国、

欧州 4 か国が参加した大腸癌手術症例の国際共同レジストリ研究「T-Rex」は 3,696 例の登録を完遂。長期予後に関するフォローアップを継続中

#### ウ 医療・臨床研究情報の発信

2003 年より配信を開始した米国 NCI（米国国立がん研究所：National Cancer Institute）が配信する世界最大・最新のがん情報（PDQ）「がん情報サイト」、2010 年より公開を開始した米国 NCCN（全米総合がんセンターネットワーク：National Comprehensive Cancer Network）が配信するがんの診療ガイドライン「NCCN ガイドライン日本語版」のサイトで、最新情報を届けるために随時、翻訳、配信を継続した。

国内で唯一 Springer Nature 社と連携し、2018 年より開設した TRI のオフィシャル英語版サイト“TRI Advances”で最先端臨床研究成果 14 件を紹介した。また、TRI がこれまで支援してきた上述の再生医療 5 件に心筋再生 1 件を加え、「再生医療原論 -The Principles of Regenerative Medicine-」（日・英併記）として出版した。

2020 年 3 月には新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 特設ページを新規に開設し、中国、台湾の診療ガイドラインを翻訳し公開した。

難病・希少疾患情報を収集・管理している国際的機関 Orphanet へ継続加盟し、Orphanet が保有する希少疾患情報を翻訳し、「Orphanet Japan」から配信した。また国内の専門施設や研究、遺伝子パネルなど 300 件を超える関連情報を Orphanet に英語で登録した。

これらの活動を通じて機構や医療イノベーション推進センターの認知度と信頼性、発信力の向上を図り、神戸市民、国民の健康長寿へ寄与することにつなげていく。

（主な実績）

- ・“TRI Advances”で最先端臨床研究成果 14 件を紹介
- ・「再生医療原論 -The Principles of Regenerative Medicine-」（日・英併記）を出版
- ・「Orphanet Japan」から希少疾患情報を新たに 5 疾患（通算 116 疾患）翻訳配信

#### （6） 収 1 会計（薬剤製造）

##### ア 治験用 PET 薬剤製造受託

中央市民病院との共同事業である治験用 PET 薬剤製造を継続して行い、臨床研究の推進を支援した。

##### イ 細胞製剤製造受託

製薬企業からの受託により細胞製剤の製造事業を行うべく業取得等の準備を進めた。

#### （7） 収 2 会計（賃貸）

##### ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

産学連携のもと、神戸クラスターにおける医療機器等の研究開発と事業化支援、施設の管理運営を行った。

##### イ 先端医療センター（IBRI）研究棟の管理運営

先端医療センター研究棟の 2 階・3 階・5 階の管理運営を行った。



## (2) 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
現金預金	433,069,518	364,685,249	36,328,491	32,055,778	-
未収入金	972,577,742	944,878,400	106,249,709	12,256,422	△90,806,789
前払金	2,360,678	2,134,518	-	226,160	-
他会計勘定	-	△11,899,514	347,809,317	△335,909,803	-
貯蔵品	1,250,435	1,112,789	35,233	102,413	-
立替金	22,989	22,989	-	-	-
前払費用	29,704,768	17,534,514	11,026,932	1,143,322	-
貸倒引当金	△10,300,000	△10,300,000	-	-	-
<b>流動資産合計</b>	<b>1,428,686,130</b>	<b>1,308,168,945</b>	<b>501,449,682</b>	<b>△290,125,708</b>	<b>△90,806,789</b>
<b>2. 固定資産</b>					
<b>(1) 基本財産</b>					
定期預金	9,208,500	-	-	9,208,500	-
投資有価証券	1,228,066,700	-	-	1,228,066,700	-
<b>基本財産合計</b>	<b>1,237,275,200</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,237,275,200</b>	<b>-</b>
<b>(2) 特定資産</b>					
施設整備積立預金	356,592,450	318,792,450	37,800,000	-	-
研究開発支援基金	421,933,454	421,933,454	-	-	-
受取寄付金	381,702,849	81,702,849	-	300,000,000	-
受取補助金等	963,323,782	963,323,782	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	1,151,295,132	1,151,295,132	-	-	-
建設仮勘定	176,764,500	176,764,500	-	-	-
建物減価償却累計額	△287,228,317	△287,228,317	-	-	-
什器備品	1,922,725,088	1,921,517,864	-	1,207,224	-
什器備品減価償却累計額	△1,414,750,012	△1,413,542,792	-	△1,207,220	-
<b>特定資産合計</b>	<b>4,582,838,201</b>	<b>4,245,038,197</b>	<b>37,800,000</b>	<b>300,000,004</b>	<b>-</b>
<b>(3) その他固定資産</b>					
建物	391,532,183	-	391,532,183	-	-
建物減価償却累計額	△64,407,038	-	△64,407,038	-	-
建物附属設備	370,706,397	96,236,050	258,519,256	15,951,091	-
建物附属設備減価償却累計額	△217,652,851	△63,706,210	△144,204,053	△9,742,588	-
構築物	95,715,253	4,622,400	91,092,853	-	-
構築物減価償却累計額	△25,847,651	△159,472	△25,688,179	-	-
什器備品	888,588,393	785,666,332	90,371,346	12,550,715	-
什器備品減価償却累計額	△828,885,979	△731,961,716	△90,371,344	△6,552,919	-
リース資産	131,233,584	55,305,720	-	75,927,864	-
リース資産減価償却累計額	△54,379,417	△26,779,806	-	△27,599,611	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
施設利用権	140,690	-	140,690	-	-
敷金	20,230,560	20,230,560	-	-	-
長期前払費用	3,555,104	3,555,104	-	-	-
<b>その他固定資産合計</b>	<b>711,783,768</b>	<b>144,155,562</b>	<b>506,985,714</b>	<b>60,642,492</b>	<b>-</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>6,531,897,169</b>	<b>4,389,193,759</b>	<b>544,785,714</b>	<b>1,597,917,696</b>	<b>-</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,960,583,299</b>	<b>5,697,362,704</b>	<b>1,046,235,396</b>	<b>1,307,791,988</b>	<b>△90,806,789</b>

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
<b>II 負債の部</b>	-				
<b>1. 流動負債</b>	-				
短期借入金	3,540,000,000	-	440,000,000	3,100,000,000	-
未払金	1,086,351,813	879,968,436	160,979,181	136,210,985	△90,806,789
未払費用	28,413,991	24,194,442	1,122,898	3,096,651	-
前受金	3,386,680	2,652,300	734,380	-	-
預り金	61,967,712	60,444,063	-	1,523,649	-
賞与引当金	31,883,134	20,585,257	-	11,297,877	-
短期リース債務	24,415,331	11,061,610	-	13,353,721	-
<b>流動負債合計</b>	<b>4,776,418,661</b>	<b>998,906,108</b>	<b>602,836,459</b>	<b>3,265,482,883</b>	<b>△90,806,789</b>
<b>2. 固定負債</b>	-				
預り保証金	25,617,800	24,663,600	954,200	-	-
長期リース債務	53,420,666	17,468,383	-	35,952,283	-
<b>固定負債合計</b>	<b>79,038,466</b>	<b>42,131,983</b>	<b>954,200</b>	<b>35,952,283</b>	-
<b>負債合計</b>	<b>4,855,457,127</b>	<b>1,041,038,091</b>	<b>603,790,659</b>	<b>3,301,435,166</b>	<b>△90,806,789</b>
<b>III 正味財産の部</b>	-				
<b>1. 指定正味財産</b>	-				
受取補助金等	3,422,737,752	3,422,737,748	-	4	-
受取寄付金	1,618,978,049	81,702,849	-	1,537,275,200	-
<b>指定正味財産合計</b>	<b>5,041,715,801</b>	<b>3,504,440,597</b>	-	<b>1,537,275,204</b>	-
(うち基本財産への充当額)	(1,237,275,200)	(-)	(-)	(1,237,275,200)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(3,804,312,297)	(3,504,312,293)	(-)	(300,000,004)	(-)
<b>2. 一般正味財産</b>	△1,936,589,629	1,758,198,826	442,444,737	△4,137,233,192	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(778,525,904)	(740,725,904)	(37,800,000)	(-)	(-)
<b>正味財産合計</b>	<b>3,105,126,172</b>	<b>5,262,639,423</b>	<b>442,444,737</b>	<b>△2,599,957,988</b>	-
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>7,960,583,299</b>	<b>6,303,677,514</b>	<b>1,046,235,396</b>	<b>701,477,178</b>	<b>△90,806,789</b>

## (3) 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金額
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金	手元保管	72,835
預金	三井住友銀行ほか	432,996,683
未収入金	国庫補助金収入、受託事業収入ほか	972,577,742
前払金	保険料ほか	2,360,678
貯蔵品	切手、印紙ほか	1,250,435
立替金	職員住宅家賃の本人負担分	22,989
前払費用	リース料ほか	29,704,768
貸倒引当金		△ 10,300,000
<b>流動資産合計</b>		<b>1,428,686,130</b>
<b>2. 固定資産</b>		
<b>(1) 基本財産</b>		
定期預金	三井住友銀行	9,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,228,066,700
<b>基本財産合計</b>		<b>1,237,275,200</b>
<b>(2) 特定資産</b>		
施設整備積立預金	三井住友銀行	356,592,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	421,933,454
受取寄付金	三井住友銀行	381,702,849
受取補助金等	三井住友銀行	963,323,782
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	507,975,076
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター(KHBC)ほか	864,066,815
建物仮勘定	神戸市中央区港島南町6-3-7 1階	176,764,500
<b>特定資産合計</b>		<b>4,582,838,201</b>
<b>(3) その他固定資産</b>		
建物	国際医療開発センター(IMDA)ほか	327,125,145
建物附属設備	IMDA電気設備ほか	153,053,546
構築物	IMDA駐車場設備ほか	69,867,602
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	59,702,414
電話加入権	事務所・23回線	1,254,540
施設利用権	IMDA水道施設利用権	140,690
敷金	キメックセンタービルの敷金ほか	20,230,560
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	3,555,104
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	76,854,167
<b>その他固定資産合計</b>		<b>711,783,768</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>6,531,897,169</b>
<b>資産合計</b>		<b>7,960,583,299</b>
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
短期借入金	三井住友銀行	3,540,000,000
未払金	什器備品購入費ほか	1,086,351,813
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	28,413,991
前受金	研修室、駐車場使用料収入ほか	3,386,680
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	61,967,712
賞与引当金		31,883,134
短期リース債務		24,415,331
<b>流動負債合計</b>		<b>4,776,418,661</b>
<b>2. 固定負債</b>		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	25,617,800
長期リース債務		53,420,666
<b>固定負債合計</b>		<b>79,038,466</b>
<b>負債合計</b>		<b>4,855,457,127</b>
<b>正味財産</b>		<b>3,105,126,172</b>

#### (4) キャッシュ・フロー計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
<b>1. 事業活動収入</b>	
基本財産運用収入	1,147,920
事業収入	2,657,883,774
補助金等収入	1,940,011,486
負担等収入	13,682,923
寄付金収入	721,253,351
雑収入	129,342,769
その他の事業活動収入	1,488,481,811
<b>事業活動収入計</b>	<b>6,951,804,034</b>
<b>2. 事業活動支出</b>	
事業費支出	4,790,078,420
管理費支出	409,758,638
その他の事業活動支出	1,384,193,854
<b>事業活動支出計</b>	<b>6,584,030,912</b>
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>367,773,122</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
<b>1. 投資活動収入</b>	
特定資産取崩収入	998,010,260
敷金・保証金戻り収入	1,683,312
<b>投資活動収入計</b>	<b>999,693,572</b>
<b>2. 投資活動支出</b>	
特定資産取得支出	1,008,913,865
固定資産取得支出	30,184,445
敷金・保証金支出	7,176,285
<b>投資活動支出計</b>	<b>1,046,274,595</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 46,581,023</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
<b>1. 財務活動収入</b>	
借入金収入	3,540,000,000
<b>財務活動収入計</b>	<b>3,540,000,000</b>
<b>2. 財務活動支出</b>	
借入金返済支出	3,660,000,000
<b>財務活動支出計</b>	<b>3,660,000,000</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 120,000,000</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>201,192,099</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>231,877,419</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>433,069,518</b>

【参考1】収支計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
<b>I 事業活動収支の部</b>					
<b>1. 事業活動収入</b>					
基本財産運用収入	1,147,920	—	—	1,147,920	—
事業収入	3,373,859,509	3,143,597,576	333,704,994	39,629,739	Δ143,072,800
補助金等収入	1,948,231,271	1,852,907,045	—	95,324,226	—
負担金収入	42,347,876	25,279,545	4,949,627	12,118,704	—
寄付金収入	813,753,351	813,603,351	—	150,000	—
雑収入	139,598,187	119,003,920	10,751,935	23,883,854	Δ14,041,522
<b>事業活動収入計</b>	<b>6,318,938,114</b>	<b>5,954,391,437</b>	<b>349,406,556</b>	<b>172,254,443</b>	<b>Δ157,114,322</b>
<b>2. 事業活動支出</b>					
事業費支出	5,644,006,604	5,523,646,032	277,449,194	—	Δ157,088,622
管理費支出	293,904,312	—	—	293,930,012	Δ25,700
<b>事業活動支出計</b>	<b>5,937,910,916</b>	<b>5,523,646,032</b>	<b>277,449,194</b>	<b>293,930,012</b>	<b>Δ157,114,322</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>381,027,198</b>	<b>430,745,405</b>	<b>71,957,362</b>	<b>Δ121,675,569</b>	<b>—</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>					
<b>1. 投資活動収入</b>					
特定資産取崩収入	981,893,475	694,364,249	—	287,529,226	—
固定資産戻り収入	2,939,480	2,939,480	—	—	—
預り保証金収入	169,800	—	169,800	—	—
<b>投資活動収入計</b>	<b>985,002,755</b>	<b>697,303,729</b>	<b>169,800</b>	<b>287,529,226</b>	<b>—</b>
<b>2. 投資活動支出</b>					
特定資産支出	1,277,932,968	1,221,632,968	6,300,000	50,000,000	—
固定資産取得支出	30,305,445	27,537,625	—	2,767,820	—
敷金保証金支出	6,232,485	6,232,485	—	—	—
預り保証金返済支出	943,800	561,600	382,200	—	—
<b>投資活動支出計</b>	<b>1,315,414,698</b>	<b>1,255,964,678</b>	<b>6,682,200</b>	<b>52,767,820</b>	<b>—</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>Δ330,411,943</b>	<b>Δ558,660,949</b>	<b>Δ6,512,400</b>	<b>234,761,406</b>	<b>—</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>					
<b>1. 財務活動収入</b>					
借入金収入	3,540,000,000	—	440,000,000	3,100,000,000	—
<b>財務活動収入計</b>	<b>3,540,000,000</b>	<b>—</b>	<b>440,000,000</b>	<b>3,100,000,000</b>	<b>—</b>
<b>2. 財務活動支出</b>					
借入金返済支出	3,660,000,000	—	495,000,000	3,165,000,000	—
<b>財務活動支出計</b>	<b>3,660,000,000</b>	<b>—</b>	<b>495,000,000</b>	<b>3,165,000,000</b>	<b>—</b>
<b>財務活動収支差額</b>	<b>Δ120,000,000</b>	<b>—</b>	<b>Δ55,000,000</b>	<b>Δ65,000,000</b>	<b>—</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>Δ69,384,745</b>	<b>Δ127,915,544</b>	<b>10,444,962</b>	<b>48,085,837</b>	<b>—</b>

【参考2】

① 事業別収入明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
<b>公益目的事業会計</b>	<b>6,651,695,166</b>	<b>—</b>	<b>3,287,881,041</b>	<b>1,852,907,045</b>	<b>813,603,351</b>	<b>697,303,729</b>	<b>512,470,774</b>
研究事業 (公1会計)	2,174,408,857	—	195,109,902	808,994,607	800,000,000	370,304,348	307,143,881
クラスター事業 (公2会計)	740,995,241	—	30,411,990	649,147,717	2,950,000	58,485,534	50,000,000
細胞療法開発事業 (公3会計)	2,528,237,849	—	2,076,499,726	321,094,973	—	130,643,150	102,461,255
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,208,053,219	—	985,859,423	73,669,748	10,653,351	137,870,697	52,865,638
<b>収益事業等会計</b>	<b>789,576,356</b>	<b>—</b>	<b>349,406,556</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>440,169,800</b>	<b>—</b>
PET治験薬製造受託事業 (収1会計)	74,834,857	—	74,834,857	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	714,741,499	—	274,571,699	—	—	440,169,800	—
<b>法人会計</b>	<b>3,559,783,669</b>	<b>1,147,920</b>	<b>75,632,297</b>	<b>95,324,226</b>	<b>150,000</b>	<b>3,387,529,226</b>	<b>287,529,226</b>
<b>内部取引控除</b>	<b>△157,114,322</b>	<b>—</b>	<b>△157,114,322</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>合 計</b>	<b>10,843,940,869</b>	<b>1,147,920</b>	<b>3,555,805,572</b>	<b>1,948,231,271</b>	<b>813,753,351</b>	<b>4,525,002,755</b>	<b>800,000,000</b>

②事業別支出明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
<b>公益目的事業会計</b>	<b>6,779,610,710</b>	<b>1,754,160,089</b>	<b>3,769,485,943</b>	<b>1,221,632,968</b>	<b>27,537,625</b>	<b>6,794,085</b>	<b>△127,915,544</b>
研究事業 (公1会計)	2,173,305,434	310,178,672	812,416,203	1,026,315,058	23,833,901	561,600	1,103,423
クラスター事業 (公2会計)	740,995,241	354,051,079	341,261,062	45,452,100	231,000	—	—
細胞療法開発事業 (公3会計)	2,534,249,639	453,369,161	1,922,380,725	149,682,210	2,585,058	6,232,485	△6,011,790
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,331,060,396	636,561,177	693,427,953	183,600	887,666	—	△123,007,177
<b>収益事業等会計</b>	<b>779,131,394</b>	<b>8,717,764</b>	<b>268,731,430</b>	<b>6,300,000</b>	<b>—</b>	<b>495,382,200</b>	<b>10,444,962</b>
PET治験薬製造受託事業 (収1会計)	86,370,106	4,984,840	81,385,266	—	—	—	△11,535,249
賃貸事業 (収2会計)	692,761,288	3,732,924	187,346,164	6,300,000	—	495,382,200	21,980,211
<b>法人会計</b>	<b>3,511,697,832</b>	<b>130,953,704</b>	<b>162,976,308</b>	<b>50,000,000</b>	<b>2,767,820</b>	<b>3,165,000,000</b>	<b>48,085,837</b>
<b>内部取引控除</b>	<b>△170,687,919</b>	<b>—</b>	<b>△157,114,322</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>合 計</b>	<b>10,913,325,614</b>	<b>1,893,831,557</b>	<b>4,044,079,359</b>	<b>1,277,932,968</b>	<b>30,305,445</b>	<b>3,667,176,285</b>	<b>△69,384,745</b>

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後に「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

### 3 財務状況

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30→元増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 166,538	▲ 387,207	▲ 150,732	236,475
		経常収益	7,066,620	5,111,227	6,129,711	1,018,484
		うち公益	6,267,139	4,337,999	5,465,503	1,127,504
		うち公益以外	799,481	773,228	664,208	▲ 109,020
		経常費用	7,232,759	5,498,288	6,280,443	782,155
		うち事業費(公益)	6,461,338	4,776,326	5,675,118	898,792
		うち事業費(公益以外)	448,494	437,126	308,165	▲ 128,961
		うち管理費(公益)	—	—	—	—
		うち管理費(公益以外)	322,927	284,836	297,160	12,324
		評価損益等	▲ 399	▲ 146	0	146
	当期経常外増減額	174,553	524,874	183,898	▲ 340,976	
	経常外収益	744,457	596,187	185,859	▲ 410,328	
	経常外費用	569,904	71,313	1,961	▲ 69,352	
	法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	
	当期一般正味財産増減額	8,015	137,667	33,166	▲ 104,501	
	一般正味財産期首残高	▲ 2,115,437	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	137,667	
	一般正味財産期末残高	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	▲ 1,936,589	33,166	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 281,606	▲ 169,313	220,435	389,748
		指定正味財産増加額	725,809	684,680	681,506	▲ 3,174
		指定正味財産減少額	1,007,415	853,993	461,071	▲ 392,922
うち一般正味財産振替額		1,007,412	853,993	460,455	▲ 393,538	
指定正味財産期首残高		5,272,199	4,990,593	4,821,280	▲ 169,313	
指定正味財産期末残高		4,990,593	4,821,280	5,041,715	220,435	
正味財産期首残高	3,156,762	2,883,171	2,851,525	▲ 31,646		
当期正味財産増減	▲ 273,591	▲ 31,646	253,601	285,247		
正味財産期末残高	2,883,171	2,851,525	3,105,126	253,601		
貸借対照表(B/S)	資産合計	7,426,101	7,517,825	7,960,583	442,758	
	流動資産	914,863	1,195,654	1,428,686	233,032	
	固定資産	6,511,238	6,322,171	6,531,897	209,726	
	うち建物	1,435,596	1,415,380	1,344,246	▲ 71,134	
	負債合計	4,542,930	4,666,300	4,855,457	189,157	
	流動負債	4,464,394	4,590,462	4,776,419	185,957	
	うち短期借入金	3,780,000	3,660,000	3,540,000	▲ 120,000	
	固定負債	78,536	75,838	79,038	3,200	
	うち長期借入金	—	—	—	—	
	正味財産合計	2,883,171	2,851,525	3,105,126	253,601	
指定正味財産	4,990,593	4,821,280	5,041,715	220,435		
一般正味財産	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	▲ 1,936,589	33,166		

# 第5 令和2年度事業計画

## 1 事業計画

### (1) 共通事項

#### ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市構想の検討開始から20年の節目を迎え、様々な環境変化に対応するため、平成30年4月に従来の推進母体である先端医療振興財団から神戸医療産業都市推進機構へと発展改組し、名実ともに神戸医療産業都市を牽引してきたため、新たな事業展開や必要となる体制強化に着手してきた。

そのような中、本庶理事長のノーベル賞受賞を契機とした次世代医療開発センターの整備着手をはじめ、CAR-T細胞医療の治験用製品製造開始や、研究・開発段階から取り組んできた再生医療技術の実用化など、神戸医療産業都市の更なる発展につながる新しい芽が出始めている。

第4期経営計画の3年目となる令和2年度は、経営計画に掲げた研究・事業をより強力に推進し、神戸医療産業都市の発展につながる新たな芽を大きく開花させることで、革新的医療技術の早期実用化や連携・融合によるイノベーション創出を具現化させ、目に見える成果につなげるとともに、神戸医療産業都市の更なる集積形成に取り組む。

#### イ 神戸医療産業都市の更なる発展にむけて

京コンピュータ前駅周辺の活性化は、今後の神戸医療産業都市の更なる発展に資する重要な課題の一つである。そのような中、クリエイティブラボ神戸内に整備する「神戸医療産業都市推進機構20周年記念 次世代医療開発センター」は、当機構の研究部集約や共用の研究機器・動物実験施設を整備するなど、京コンピュータ前駅周辺の活性化、さらには今後の神戸医療産業都市の発展に大きく寄与することが期待されている。

これらを踏まえ、次世代医療開発センターの管理運営にとどまらず、神戸市と連携した企業誘致や新たな事業等に取り組み、今後の神戸医療産業都市をさらに発展につなげるため、神戸医療産業都市を牽引する当機構のヘッドクォーター機能を次世代医療開発センター内に移転させるための準備等に着手する。

#### ウ 将来構想に向けた検討

機構の設置目的である産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担い、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成をより早期に実現していくため、神戸医療産業都市をとりまく環境変化やこれまでの事業実績等を踏まえながら、組織やガバナンス、マネジメント体制の再構築を含めた機構の将来構想について検討を行う。

#### エ 機構設立20周年記念事業

機構が設立から20周年を迎えるにあたり、これまでの活動実績等を集約した記念誌を作成するなど記念事業を実施する。

### (2) 公1会計

#### ① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムの解明及びその制御技術の開発、また、炎症性疾患などの早期診断システムの開発等に取り組む。

イ 老化研究の推進

老化メカニズムや老化・加齢関連疾患の発症機序の解明及び治療法開発に資する基盤情報の集積、また制御機能の解析及び関連する技術開発等に取り組む。

ウ 神経変性疾患研究の推進

神経細胞死メカニズムに基づくアルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断・創薬研究等に取り組む。

エ 脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究の推進

脳血管の再生・活性化による脳梗塞などに対する再生医療開発や脳血管性認知症の予防法・新規治療法開発等に取り組む。

オ 血液・腫瘍研究の推進

造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等に取り組む。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行う。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施する。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行う。

(3) 公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与する。

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携を強化し、神戸クラスター進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組む。

ウ 地元中小企業・神戸クラスター進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供する。また、ベンチャービジネスの支援・育成を図る。

エ 研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりに取り組むとともに、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図る。

(4) 公3会計（細胞療法研究開発センター）

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

CAR-T細胞治療<sup>※</sup>の治験用製品等製造受託のための体制構築及び治験製造を継続的に実施するとともに、細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行う。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤を形成する。

※患者から採取したT細胞に標的能を持つキメラ抗原受容体（CAR）を発現させる遺伝子改変技術を実施した後、体内に戻す自家T細胞治療

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制を形成する。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションを積極的に展開する。

ウ 国・企業からの前臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する前臨床試験を国・企業から受託する。

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化に資する。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図る。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成を促す。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施する。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い。さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステイナブルな業務受注、事業継続につなげる。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア アカデミア開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出

アカデミア開発シーズの橋渡し研究を推進し、臨床的ポジショニング及び出口戦略の明

確化、ポートフォリオマネジメント、企業リエゾン、グローバル展開の支援を中心に活動することで研究者と連携したアカデミアシーズの臨床開発をすすめてきたことで、アカデミアによる医療イノベーションの仕組みが完成し、神経再生療法や鼓膜再生療法等をはじめとする多くの革新的なイノベーションが実用化した。今後はマーケティングのフェーズとして承認取得後のマーケティング戦略及びPMS（Post Marketing Surveillance：市販後調査/製造販売後調査）戦略並びに国際展開を推進することで、シーズの普及と患者利益の最大化を図る。また、新規シーズの開発については、業務受託のみならず、研究者間の協働によるシナジー効果を生み出すための共同研究を提案し、公的資金等の研究費を確保した上で、次世代医療に繋がる研究開発の支援を通じて知財を取得していく。

上記支援事業は、2007年より始まった文科省橋渡し研究プログラム並びに厚労省の臨床研究拠点形成プログラム事業等によって、アカデミアの臨床開発を進めてきたが、昨年より、更に上流の基礎研究・シーズ探索支援にシフトし、より早期の段階から開発を進めるよう検討を開始した。具体的にはその窓口を研究相談としてアカデミアを中心とした研究者との対話・討議を基に、支援シーズの同定、開発方針・開発戦略を確定し、必要な支援を実施する。研究者同士の対話・交流の場を創出し新たな着想を具現化するための支援を行う。

#### イ 臨床試験・研究の推進・管理・運営

開発治験を中心に臨床試験・研究と、それらを基盤とする疾患レジストリの構築を推進し、橋渡し研究（TR）とリバースTRのサイクルを加速させ、さらなる医療イノベーションに繋げるとともに、TRI（医療イノベーション推進センター）事業への最大貢献を図る。

上記の実現のため、厳格なプロジェクトマネジメントに基づく中央事務局支援機能の強化、AIを含むシステム開発を推進し、研究管理・運営、ならびに、品質管理体制等の効率化をさらに進めるとともに、得られた結果から知財取得可能性検討を進め、公表における論文を推進することによる業績の確定を徹底する。また、収支・契約管理においては、利益の確定を計画的に行い財務管理機能の強化をもって案件毎の収益バランス確保・増進を図る。さらに、グローバルレベルでの、同時薬事申請・承認を目指した体制確立を実現する。

#### ウ 医療・臨床研究情報の発信

医療情報の発信拠点として、がん、アルツハイマー、希少・難治性疾患などの専門分野における確定された最新実績・成果については、Nature社との提携により構築された“TRI Advances”での公開を通じて、国内外への発信を図る。またTRIの支援によって開発されたシーズや新しい治療法はNature社のオリジナルな刊行物としてTRI指導の下に企画された“nature OUTLINE”として紙媒体および電子媒体で出版を行い、当該シーズや治療法についての国内外への展開・普及を実現・発信する。これらを通じて機構や医療イノベーション推進センターの認知度と信頼性の向上を図り、新規案件の受注にもつなげる。

#### エ 2020年度以降の事業ビジョンに向けて

今後TRIは、更なる疾病制圧と健康寿命の延伸に向け、これまでの実績をベースに再生医療等のアカデミアシーズの実用化を通じて、要介護の3大要因である認知症、脳・心血管疾患、骨・関節・筋肉障害を克服し、さらに前立腺がん、大腸がんの征圧、そして動脈硬化等に対する新しい治療法の開発を目指すメディカルイノベーションセンターと、ヘルスケアデータを活用して健康・医療を持続的に向上させるデータ駆動型社会（Learning Health Care Systems：LHS）の実現を通じて要介護者の激減を目指すヘルスデータサイエンスセンターの2センターを設立し、疾病征圧に向けてさらに邁進する。

## (6) 公5会計（再生医療製品開発室）

- ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援  
検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進する。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施する。
- イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発  
開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施する。

## (7) 収1会計（薬剤製造受託）

- ア 治験用PET薬剤製造受託  
中央市民病院と共同で治験用PET薬剤製造事業を行うことで臨床研究の推進を支援する。
- イ 細胞製剤製造受託  
製薬企業からの治療用細胞製剤製造受託に向けた準備等を行う。

## (8) 収2会計（賃貸）

- ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営  
産学連携のもと、神戸クラスターにおける医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行う。
- イ 先端医療センター（IBRI）研究棟の管理運営  
先端医療センター研究棟の2階・3階・5階の管理運営を行う。

## 2 財務諸表

### (1) 予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

	合計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去
<b>I 一般正味財産増減の部</b>					
<b>1. 経常増減の部</b>					
<b>(1) 経常収益</b>					
基本財産運用益	1,148	-	-	1,148	-
受取補助金等	1,919,602	1,830,902	-	88,700	-
受取寄付金	855,745	547,813	-	307,932	-
事業収益	3,951,563	2,623,435	1,284,130	43,998	-
雑収益	93,819	66,154	3,753	23,912	-
<b>経常収益計</b>	<b>6,821,877</b>	<b>5,068,304</b>	<b>1,287,883</b>	<b>465,690</b>	-
<b>(2) 経常費用</b>					
事業費	6,489,338	5,246,806	1,242,532	-	-
管理費	422,471	-	-	422,471	-
<b>経常費用計</b>	<b>6,911,809</b>	<b>5,246,806</b>	<b>1,242,532</b>	<b>422,471</b>	-
評価損益等調整前当期経常増減額	52,428	△178,502	45,351	43,219	-
<b>当期経常増減額</b>	<b>52,428</b>	<b>△178,502</b>	<b>45,351</b>	<b>43,219</b>	-
<b>2. 経常外増減の部</b>					
<b>(1) 経常外収益</b>					
<b>経常外収益計</b>	123,952	-	-	123,952	-
<b>(2) 経常外費用</b>					
<b>経常外費用計</b>	-	-	-	-	-
<b>当期経常外増減額</b>	△89,932	△178,502	45,351	43,219	-
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>34,020</b>	<b>△54,550</b>	<b>45,351</b>	<b>43,219</b>	-
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>212,741</b>	<b>1,035,230</b>	<b>271,216</b>	<b>△1,093,705</b>	-
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>246,761</b>	<b>980,680</b>	<b>316,567</b>	<b>△1,050,486</b>	-
<b>II 指定正味財産増減の部</b>					
<b>(1) 指定正味財産増加額</b>					
受取補助金等	1,540,811	1,540,811	-	-	-
<b>(2) 一般正味財産への振替額</b>	△202,148	△276,523	-	△142,697	-
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>1,121,591</b>	<b>1,264,288</b>	-	<b>△142,697</b>	-
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>4,732,411</b>	<b>3,499,777</b>	-	<b>1,232,634</b>	-
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>5,854,002</b>	<b>4,764,065</b>	-	<b>1,089,937</b>	-
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>6,100,763</b>	<b>5,744,745</b>	<b>316,567</b>	<b>39,451</b>	-

## (2) 予定貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
<b>1. 流動資産</b>		<b>1. 流動負債</b>	
現金預金	642,566	短期借入金	3,420,000
未収入金	972,578	未払金	1,086,352
前払金	2,361	未払費用	28,414
貯蔵品	1,250	前受金	3,387
立替金	23	預り金	61,968
前払費用	29,705	賞与引当金	31,883
貸倒引当金	Δ10,300	短期リース債務	24,415
<b>流動資産合計</b>	<b>1,638,183</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>4,656,419</b>
<b>2. 固定資産</b>		<b>2. 固定負債</b>	
<b>(1) 基本財産</b>		預り保証金	25,618
定期預金	9,209	長期リース債務	53,421
投資有価証券	1,228,067	<b>固定負債合計</b>	<b>79,039</b>
<b>基本財産合計</b>	<b>1,237,276</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,735,458</b>
<b>(2) 特定資産</b>		<b>III 正味財産の部</b>	
研究開発支援基金	421,933	<b>1. 指定正味財産</b>	<b>6,163,307</b>
受取寄付金	381,703	<b>2. 一般正味財産</b>	<b>Δ1,902,570</b>
受取補助金等	963,324	<b>正味財産合計</b>	<b>4,260,737</b>
施設整備積立預金	378,152		
土地	910,479		
建物	2,445,885		
什器備品	1,922,725		
減価償却累計額	Δ1,903,546		
<b>特定資産合計</b>	<b>5,520,655</b>		
<b>(3) その他固定資産</b>			
建物	391,532		
建物附属設備	370,706		
構築物	95,715		
什器備品	888,588		
リース資産	131,234		
電話加入権	1,255		
ソフトウェア	—		
施設利用権	141		
敷金	20,231		
長期前払費用	3,555		
減価償却累計額	Δ1,302,876		
<b>その他固定資産合計</b>	<b>600,081</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>7,358,012</b>		
<b>資産合計</b>	<b>8,996,195</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>8,996,195</b>

【参考1】収支予算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
<b>I 事業活動収支の部</b>					
<b>1. 事業活動収入</b>					
基本財産運用収入	1,148	—	—	1,148	—
事業収入	3,951,563	2,623,435	1,284,130	43,998	—
補助金等収入	3,258,845	3,170,145	—	88,700	—
寄付金収入	855,745	812,000	—	43,745	—
雑収入	217,771	190,106	3,753	23,912	—
<b>事業活動収入計</b>	<b>8,285,072</b>	<b>6,795,686</b>	<b>1,287,883</b>	<b>201,503</b>	<b>—</b>
<b>2. 事業活動支出</b>					
事業費支出	6,187,290	4,975,428	1,211,862	—	—
管理費支出	535,200	—	—	535,200	—
<b>事業活動支出計</b>	<b>6,722,490</b>	<b>4,975,428</b>	<b>1,211,862</b>	<b>535,200</b>	<b>—</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>1,562,582</b>	<b>1,820,258</b>	<b>76,021</b>	<b>△333,697</b>	<b>—</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>					
<b>1. 投資活動収入</b>					
特定資産取崩収入	942,697	535,813	—	406,884	—
<b>投資活動収入計</b>	<b>942,697</b>	<b>535,813</b>	<b>—</b>	<b>406,884</b>	<b>—</b>
<b>2. 投資活動支出</b>					
特定資産支出	2,247,171	2,240,871	6,300	—	—
固定資産取得支出	118,200	115,200	—	3,000	—
敷金保証金支出	100	—	—	100	—
<b>投資活動支出計</b>	<b>2,365,471</b>	<b>2,356,071</b>	<b>6,300</b>	<b>3,100</b>	<b>—</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>△1,422,774</b>	<b>△1,820,258</b>	<b>△6,300</b>	<b>403,784</b>	<b>—</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>					
<b>1. 財務活動収入</b>					
借入金収入	3,420,000	—	385,000	3,035,000	—
他会計振替収入	—	—	—	—	—
<b>財務活動収入計</b>	<b>3,420,000</b>	<b>—</b>	<b>385,000</b>	<b>3,035,000</b>	<b>—</b>
<b>2. 財務活動支出</b>					
借入金返済支出	3,540,000	—	440,000	3,100,000	—
<b>財務活動支出計</b>	<b>3,540,000</b>	<b>—</b>	<b>440,000</b>	<b>3,100,000</b>	<b>—</b>
<b>財務活動収支差額</b>	<b>△120,000</b>	<b>—</b>	<b>△55,000</b>	<b>△65,000</b>	<b>—</b>
当期収支差額	19,808	—	14,721	5,087	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					受取寄付金のうち 神戸市からの 出捐金
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
<b>公益目的事業会計</b>	<b>7,331,499</b>	<b>—</b>	<b>2,813,541</b>	<b>3,170,145</b>	<b>812,000</b>	<b>535,813</b>	<b>535,813</b>
先端医療研究センター (公1会計)	3,231,615	—	296,417	1,811,704	800,000	323,494	323,494
クラスター推進センター (公2会計)	676,634	—	53,289	573,345	—	50,000	50,000
細胞療法研究開発センター (公3会計)	1,963,020	—	1,317,267	561,283	—	84,470	84,470
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,228,375	—	1,138,429	32,946	12,000	45,000	45,000
再生医療製品開発室 (公5会計)	231,855	—	8,139	190,867	—	32,849	32,849
<b>収益事業等会計</b>	<b>1,672,883</b>	<b>—</b>	<b>1,287,883</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>385,000</b>	<b>—</b>
薬剤製造受託業務 (収1会計)	1,004,186	—	1,004,186	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	668,697	—	283,697	—	—	385,000	—
<b>法人会計</b>	<b>3,643,387</b>	<b>1,148</b>	<b>67,910</b>	<b>88,700</b>	<b>43,745</b>	<b>3,441,884</b>	<b>264,187</b>
<b>合 計</b>	<b>12,647,769</b>	<b>1,148</b>	<b>4,169,334</b>	<b>3,258,845</b>	<b>855,745</b>	<b>4,362,697</b>	<b>800,000</b>

②事業別予定支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
<b>公益目的事業会計</b>	<b>7,331,499</b>	<b>1,844,907</b>	<b>3,130,521</b>	<b>2,240,871</b>	<b>115,200</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
先端医療研究センター (公1会計)	3,231,615	383,875	905,777	1,941,963	—	—	—
クラスター推進センター (公2会計)	676,634	296,547	373,487	—	6,600	—	—
細胞療法研究開発センター (公3会計)	1,963,020	544,768	1,049,885	260,367	108,000	—	—
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,228,375	576,328	635,472	16,575	—	—	—
再生医療製品開発室 (公5会計)	231,855	43,389	165,900	21,966	600	—	—
<b>収益事業等会計</b>	<b>1,658,162</b>	<b>373,481</b>	<b>838,381</b>	<b>6,300</b>	<b>—</b>	<b>440,000</b>	<b>14,721</b>
薬剤製造受託業務 (収1会計)	996,080	364,985	631,095	—	—	—	8,106
賃貸事業 (収2会計)	662,082	8,496	207,286	6,300	—	440,000	6,615
<b>法人会計</b>	<b>3,638,300</b>	<b>235,486</b>	<b>299,714</b>	<b>—</b>	<b>3,000</b>	<b>3,100,100</b>	<b>5,087</b>
<b>合 計</b>	<b>12,627,961</b>	<b>2,453,874</b>	<b>4,268,616</b>	<b>2,247,171</b>	<b>118,200</b>	<b>3,540,100</b>	<b>19,808</b>

## 第6 主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療イノベーション推進センター			
・研究相談件数	147件	101件	66件
・研究プロジェクトの支援件数（累計）	348件	401件	416件
・公表論文件数（累計）	231件	265件	297件
クラスター推進センター			
・進出企業・地元企業からの相談件数	159件	162件	296件
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件（累計）	106件	130件	140件
・創薬イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数（累計）	4件	5件	5件
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	9件	11件	13件
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数（累計）	1,703名	2,208名	2,284名

## 参 考 資 料

### ○先端医療センターの概要

#### (1) 施設規模

- ① 敷地面積 11,150㎡
- ② 延床面積 22,393㎡（臨床棟のうち66.7%は神戸市民病院機構が所有）
- ③ 建物構造 鉄骨造地上5階建

#### (2) 施設内容（当機構関連分のみ掲載）

- ① 臨床棟（平13.11着工、平15.1完成）  
医療機器棟部分（平12.7着工、平13.3完成）
  - [1階] カフェテリア、PET治験薬製造施設
  - [3階] 機構事務室
- ② 研究棟（平13.3着工、平14.3完成）
  - [2階・3階] レンタルラボ
  - [4階] 臨床開発用細胞培養センター
  - [5階] 臨床研究用細胞培養センター、再生医療研究ラボ、細胞管理室

### ○神戸臨床研究情報センター（TRI）の概要

#### (1) 施設規模

- ① 敷地面積 2,987㎡
- ② 延床面積 7,340㎡
- ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建

#### (2) 施設内容（平15.3完成）

- [2階] 研修室、会議室、展示コーナー、エントランスホール、事務室等
- [3階・4階]
  - ウェットラボ：8室
  - ドライラボ：12室
  - 研究用居室：8室

### ○神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の概要

#### (1) 施設規模

- ① 敷地面積 2,002㎡
- ② 延床面積 3,190㎡
- ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建

#### (2) 施設内容（平23.3完成）

- [1階～4階] ウェットラボ・オフィス 37室
- [1階・2階] 企業・研究機関等の交流スペース、事業所内託児施設、共用会議室等

○国際医療開発センター（IMDA）の概要

(1) 施設規模

- ① 敷地面積 3,241 m<sup>2</sup>
- ② 延床面積 6,034 m<sup>2</sup>
- ③ 建物構造 鉄骨造地上7階建

(2) 施設内容（平 23. 5 完成、平 24. 6 事業譲受）

[1階] エントランス

[2階] 研究室3室、研修室3室（共用会議用）、事務室等

[3階] 研究室8室、MRI（3.0T）、CT（16列）ワークショップ室等

[4階～6階] 研究室36室

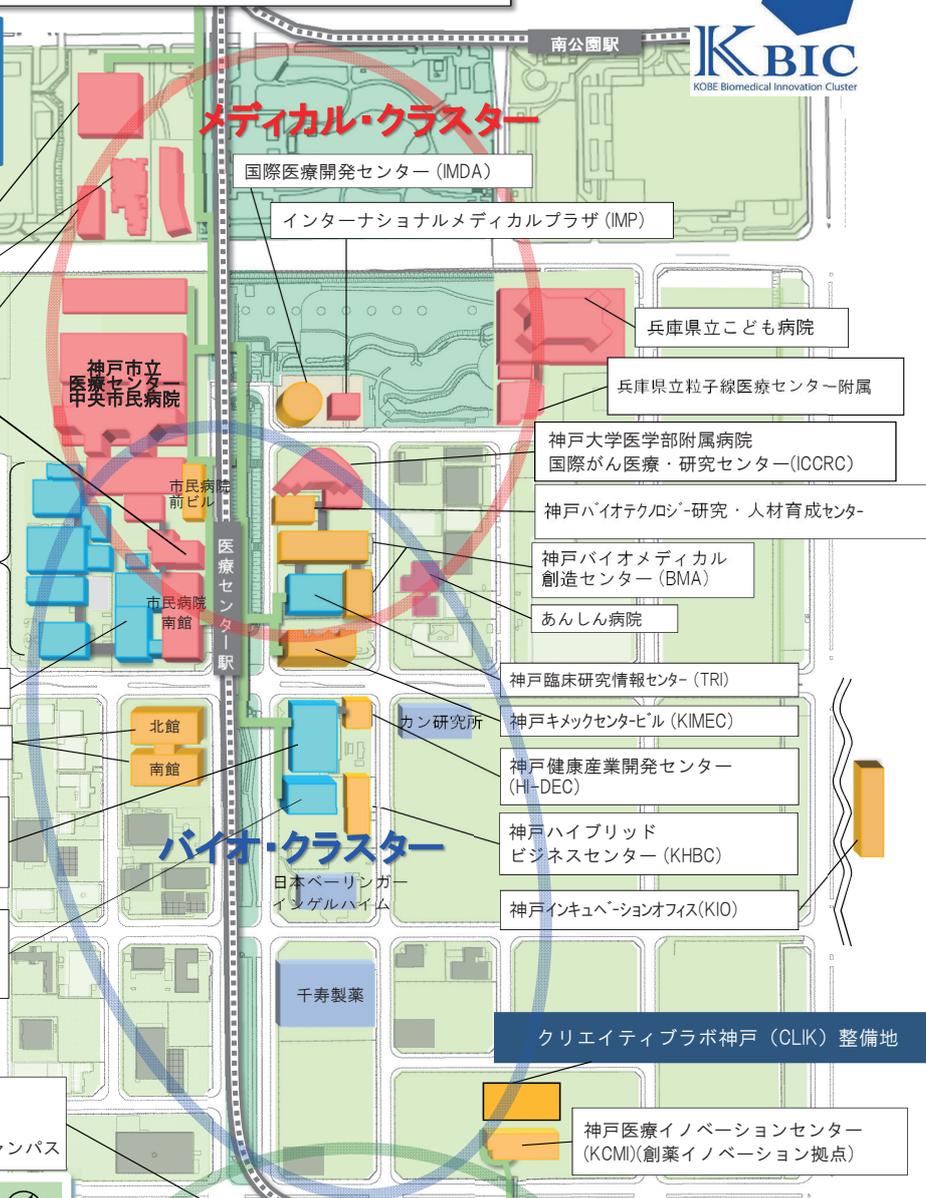
[7階] 機械室・電気室

# 神戸医療産業都市 施設配置図 (2020年7月現在)



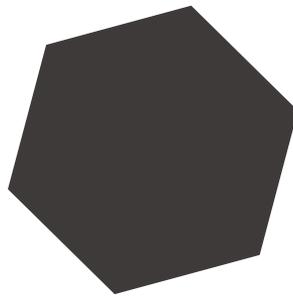
進出企業・団体  
**369社・団体 (2020年6月末)**  
 雇用者数  
**11,700人 (2020年3月末)**  
 経済効果  
**1,532億円 (2015年)**

- 神戸低侵襲がん医療センター
- チャイルド・ケモ・ハウス
- 西記念ポートアイランド  
リハビリテーション病院
- 神戸アイセンター
- 神戸市立  
医療センター  
中央市民病院
- 市民病院  
前ビル
- 市民病院  
南館
- 理化学研究所  
生命機能科学研究センター  
(BDR: IJCDB)
- 先端医療センター (IBRI)
- 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)
- 理化学研究所  
生命機能科学研究センター  
(BDR: IJCLST)
- 理化学研究所  
融合連携イノベーション推進棟 (IIB)
- 高度計算科学研究支援センター  
(FOCUSスパコン)  
兵庫県立大学 神戸情報科学キャンパス



関西3空港懇談会で合意 (2019.5)  
 ・発着枠の拡大 (60便→80便)  
 ・運用時間の延長 (7時~22時→7時~23時)  
 ・2025年までに国際化を検討





**KBIC**

KOBE Biomedical Innovation Cluster

不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

1. 確認された主な不適切事案の概要

(1) 職場の秩序維持に関するもの

- ・職員に対する不適切な言動があった。
- ・ハラスメント調査に対する不当な干渉があった。
- ・部下に対する指導の際に行き過ぎた叱責等があった。

(2) 職務専念義務に関するもの

- ・正当な理由のない、重要会議への欠席があった。
- ・勤務時間中にコンビニエンスストア等で雑誌等の立ち読みがあった。

(3) 信用維持に関するもの

- ・外部の人物に対し、機構の内部情報や機構に対する誹謗中傷等を含むメールを送信する事例があった。

(4) 事務処理に関するもの

- ・適正な手続きのない業務用PCの外部への持ち出しがあった。
- ・競業取引において必要な手続きを取っていなかった事例があった。
- ・出張旅費として、招聘元が費用負担した宿泊料を経費精算し、支払いを受けた事例があった。
- ・見積り合わせを行った際、1社に対し受注可能性を教示した事例があった。
- ・勤怠管理システムの導入時に労働時間の切り捨てがあった。

2. ガバナンス強化に向けた取り組み状況

- ・綱紀粛正及び服務規律の周知徹底
- ・ハラスメント対策基本方針の策定及びハラスメントに関する相談窓口の設置
- ・見積り合わせや出張時の経費精算における適正な事務処理方法の周知徹底
- ・勤怠管理システムの設定変更

なお、今回の調査では、多数の不適切な行為が確認されたことから、今後、更なる「ガバナンスの強化」や、「働きやすい職場への改革」等を検討していきます。